

第 7 次宮城県地域医療計画（災害医療）の中間見直しについて

1 中間見直しについて

第 7 次宮城県地域医療計画は平成 30 年度からの 6 年計画として策定されたところ、令和 2 年度は中間年にあたり、国から「第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」を踏まえた中間見直しを求められていることから、見直しを検討するもの。

2 見直しの流れ

(1) 救急医療協議会における協議

(2) 中間案とりまとめ

※災害拠点病院連絡会議、災害医療コーディネーター意見交換会における協議も行う

(3) 医療審議会への諮問

(4) パブリックコメント・関係機関への意見照会

※変更後の計画施行は令和 4 年 4 月 1 日を予定

3 見直し方針（案）

国の第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめを踏まえた見直しを行い、抜本の見直しは第 8 次医療計画の策定時に改めて検討する。

(1) 「第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」での記載事項

・ 第 7 次医療計画策定後の災害医療の現状を踏まえた内容を盛り込むこととする。

⇒ 保健医療調整本部について計画本文に追記を行う。

（災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンについては記載済）

・ 指標の見直し

⇒ 別表のとおり現況を整理し、指標の削除及び追加等を行う。

(2) 計画記載内容の時点修正

・ 令和元年東日本台風を踏まえた記載の追加

・ その他（データの更新、文言の修正等）

【指標例の見直し検討】

<国追加指標例を踏まえた見直し>

・ 都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数を追加

⇒ 県では従来から災害医療 A C T 研究所や東北大学病院等と連携した県主催の研修を実施しており、今後も引き続き実施していくが、それぞれの研修の目的や趣旨が異なる事から、今般の中間見直しでは新たな数値目標とはしない。

・ 都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数

⇒ 現在は一般県民に対する災害医療教育は実施していないが、今後他都道府県等の状況の把握に努め、必要性を検討していくこととし、今般の中間見直しでは新たな数値目標とはしない。

- ・「災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（警察、消防等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数」の指標に、関係機関として「保健所、市町村等」を追記
⇒ 災害時の医療チーム等の受け入れを想定した訓練は、みやぎ県民防災の日総合防災訓練等で図上訓練を実施しているところであり、政府訓練や東北ブロックDMAT参集訓練等の機会には実働訓練も実施されているところ。これらの訓練は従来からも必要に応じて保健所や市町村等とも連携して訓練を行っており、今般の中間見直しでは新たな数値目標とはしない。
- ・災害医療コーディネーター任命者数を追加
⇒ 令和元年東日本台風時の対応の反省として災害医療コーディネーターの充実強化が課題となったことから、新たな数値目標とする。（目標 33 人（現行委嘱者に加えて、地域災害医療支部ごとに地域災害医療コーディネーターが 2 人以上となるように委嘱））
- ・災害時小児周産期リエゾン任命者数を追加
⇒ 今後、災害時小児周産期リエゾンの任命を進めていくこととするが、専門分野の人材養成に関する事項であり、災害医療のページでは数値目標とはせず、第 7 次宮城県地域医療計画の周産期医療等のページで新たな数値目標とする。
- ・災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率を指標から削除
⇒ 令和元年度時点で策定率 100%となっていることから削除する。

<従前の数値目標の見直し>

現行指標の「災害拠点病院における被災状況を想定した訓練実施回数」を災害拠点病院指定要件に合わせ「災害拠点病院におけるBCPに基づき被災状況を想定した訓練実施回数」に表現修正する。（目標 16 回（各災害拠点病院で年 1 回以上））

(別表) 現行指標と追加された国指標例

	指標	計画策定時 (H27年度)	現況 (R1年度)	目標年 (R5年度末)	出典	
現行指標	災害拠点病院における業務継続計画の策定率	13%	100%	100%	災害拠点病院の現状調査	★廃止
	地域災害医療支部における訓練実施回数	3回	7回	8回以上(全8支部で年1回以上実施)	保健福祉部調査	
	災害拠点病院における策定したBCPIに基づく被災状況を想定した訓練実施回数	7回	9回	16回以上(全災害拠点病院で年1回以上実施)	災害拠点病院の現状調査	★表現修正
	指標例		現況 (R1年度)	全国平均	出典	
国指標例 (追加となったもの)	都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数		6回	5.89回	厚労省調査	採用しない
	都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数		0回	0.17回	厚労省調査	採用しない
	災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関(警察、消防等、保健所、市町村等)、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数		1回(6.12訓練を想定)		全国データ無し	採用しない
	災害医療コーディネーター任命者数		22人 (うち地域12人) ※	34.93人 (うち地域23.78人)	厚労省調査	★採用
	災害時小児周産期リエゾン任命者数		0人	3.95人	厚労省調査	採用しない

※災害医療コーディネーターはR2.10.29現在で28人(地域16人)へ委嘱済

第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ（令和 2 年 3 月 2 日医療計画の見直し等に関する検討会）（抜粋）

（2）災害時における医療

（見直しの方向性）

- 指針の見直しに関しては、第 7 次医療計画策定後の災害医療の現状を踏まえた内容を盛り込むこととする。具体的には、
 - ・ 熊本地震に係る初動対応検証の報告を踏まえ、保健医療活動本部を設置することとしたことから、保健医療調整本部について明示する。
 - ・ 「災害医療コーディネーター活動要領」「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を発出したことを踏まえ、現状の両者に関する記載を変更する。
- 指標の見直しに関しては、「救急災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて対応する。具体的には以下とする。
 - ・ 現在、基幹災害拠点病院のプロセス指標例に県下の災害関係医療従事者を対象とした研修の実施回数が含まれているが、災害時には、特に都道府県等の自治体が中心となって対応を行うこととなるという観点から、災害医療教育の実施回数を指標に盛り込む。
 - ・ 実際の災害発生時には、保健所（都道府県が設置するもの、区・市が設置するもの両方）が市町村や避難所等の医療を含む調整を行うため、都道府県レベルでの災害訓練の実施回数に、「保健所、市町村等」を追加し、保健所等と連携を取ることを明確化する。
 - ・ 「災害医療コーディネーター」「災害時小児周産期リエゾン」について活動要領を作成したこと等を踏まえ、今後大規模災害時等に適切に保健医療活動が行われるよう両者を活用した体制の構築を進める必要があるため、災害医療コーディネーター任命者数、災害時小児周産期リエゾン任命者数を指標に盛り込む。
 - ・ 第 7 次医療計画策定時、災害拠点病院における BCP の策定率は 3 割程度であったが、当省の調査において全ての災害拠点病院が策定していることが確認できたため、指標から同項目を外すこととする。（数値は参考指標とする。）
 - ・ 第 8 次医療計画の見直しに向けて、災害拠点病院と災害拠点病院以外の病院の関係性や業務等に関して、引き続き整理を行うとともに、DPAT や災害拠点精神科病院といった新たな項目の指標化等に関しても検討を行っていく。

（指標例の見直し）

- ・ 都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数を追加
- ・ 都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数
- ・ 「災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（警察、消防等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数」の指標に、関係機関として「保健所、市町村等」を追記
- ・ 災害医療コーディネーター任命者数を追加

- ・ 災害時小児周産期リエゾン任命者数を追加
- ・ 災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率を指標から削除

○医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第 2 節 医療計画

第 30 条の 4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一から四まで 略

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ へき地の医療

ニ 周産期医療

ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六から十七まで 略